

豊中市発注工事における 技術者の配置等について

Ver. 4（平成23年4月1日版）

平成23年4月1日

豊中市総務部契約検査室

1. 建設業法で必要とされている技術者等
 - I 経營業務の管理責任者
 - II 営業所の専任技術者
2. 工事現場に配置すべき技術者
 - I 主任技術者
 - II 監理技術者
 - III 主任技術者から監理技術者への変更
 - IV 専門技術者
3. 工事現場ごとに専任すべき技術者
4. 豊中市発注工事における建設業の許可及び配置予定技術者
 - I 建設業許可
 - II 現場代理人
 - III 現場代理人の配置期間
 - IV 配置予定技術者及び専任配置が必要な工事
 - V 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係
 - VI 監理技術者又は主任技術者の配置期間
 - VII 監理技術者又は主任技術者の専任期間
5. 制限付一般競争入札における配置予定技術者
 - I 制限付一般競争入札の入札参加資格確認申請時の配置技術者等
6. 配置予定技術者の確認資料
 - I 配置予定技術者の資格を証明するもの
 - II 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの
7. 現場配置技術者の変更
 - I 監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日付国総建第 317 号）の趣旨に基づき、監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の変更は原則として認めません。
 - II 請負者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準
 - (1) 工事現場の専任義務を要する工事
 - (2) 工事現場の専任義務を要しない工事
 - (3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件
8. 配置予定の現場代理人、主任技術者、監理技術者について
9. 早見表

豊中市発注の工事における技術者の配置等についての留意事項を下記のとおりまとめましたのでご留意ください。

1. 建設業法で必要とされている技術者等

I 経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号、第15条第1号）

○建設業の許可要件の1つで、許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす人を経營業務の管理責任者として置かなければなりません。

○経營業務の管理責任者は会社での常勤となっていますので、現場代理人・主任技術者・監理技術者には配置できません。

II 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

○建設業の許可要件の1つで、許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業 : 国家資格者、実務経験者（年数規定有）
- ・特定建設業（指定建設業） : 一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業（指定業種以外） : 一級国家資格者、指導監督の実務経験者（年数規定有）

☆営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、現場代理人、監理技術者及び工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。

☆営業所の専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。（平成15年4月21日付、国総建第18号 営業所における専任の技術者の取扱いについて）ただし、経營業務の管理責任者を兼ねている場合は、配置できませんのでご注意ください。

①当該営業所で契約締結した建設工事であること。

②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。（※1）

③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※1 営業所に近接した場所とは、豊中市域内の工事は全て近接した工事とみなします。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任することが望まれます。ただし、経營業務の管理責任者を兼ねている場合は兼任は認められません。

☆2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

☆営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経營業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

2. 工事現場に配置すべき技術者

受注した建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

I 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

II 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接受注した建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

Ⅲ 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事の内容の変更等により、工事途中で下請総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

Ⅳ 専門技術者（建設業法第 26 条の 2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合には、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

3. 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項）

公共性のある工作物に関する請負金額が 2,500 万円以上（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上の工事に配置される主任技術者又は監理技術者は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼務はできません。

◇建設業法における技術者制度

| 許可を受けている業種 | | 指定建設業（7 業種） （土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園） | | | 指定建設業以外 （左以外の 2 1 業種） | | |
|-----------------|---------------|--|------------------|---------------------|--------------------------|------------------|---------------------|
| | | 特定建設業 | | 一般建設業 | 特定建設業 | | 一般建設業 |
| 営業所に必要な技術者の資格要件 | | ①一級国家資格者 ②大臣特別認定者 | | ①国家資格者 ②実務経験者 | ①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者 | | ①国家資格者 ②実務経験者 |
| 工事現場の技術者 | 元請工事における下請総額 | 3,000 万円以上※1 | 3,000 万円未満※1 | 3,000 万円以上は契約できない※1 | 3,000 万円以上※1 | 3,000 万円未満※1 | 3,000 万円以上は契約できない※1 |
| | 工事現場に置くべき技術者 | 監理技術者 | 主任技術者 | | 監理技術者 | 主任技術者 | |
| | 技術者の資格要件 | ①一級国家資格者 ②大臣特別認定者 | ①国家資格者 ②実務経験者 | | ①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者 | ①国家資格者 ②実務経験者 | |
| 技術者制度 | 技術者の現場専任 | 公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が 2,500 万円（※ 2）以上となる工事 | | | | | |
| | 監理技術者資格者証の必要性 | 国、公共団体等発注の場合は必要 | 必要なし | | 国、公共団体等発注の場合は必要 | 必要なし | |
| 監理技術者講習受講の必要性 | | | | | | | |

※ 1 建築一式工事の場合は 4, 5 0 0 万円

※ 2 建築一式工事の場合は 5, 0 0 0 万円

4. 豊中市発注工事における建設業の許可及び配置予定技術者

建設業法においては、下請総額により、建設業の許可及び配置（予定）技術者（主任技術者又は監理技術者）について規定されているところですが、豊中市においては発注段階で下請総額等がわからないことから、次の表のとおり建設業の許可及び配置（予定）技術者（主任技術者又は監理技術者）を求めています。ただし、一般競争入札案件の場合は、落札金額にかかわらず当該工事案件の公告文の入札に参加する者に必要な資格で規定されている技術者を専任配置する必要があります。

I 建設業許可（建設業法第16条）

| 発注予定工事 | 必要とする建設業許可 |
|----------------------|--------------|
| 予定価格（税込）6,000万円以上の工事 | 特定建設業 |
| 予定価格（税込）6,000万円未満の工事 | 特定建設業又は一般建設業 |

II 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

建設業法では、請負契約の履行に関し、受注者が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。

しかし、豊中市では、本市の建設工事請負契約約款10条第2項において、現場代理人に「契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる」と規定し工事現場への常駐を求めています。そのため、現場代理人は他の工事現場の現場代理人、主任技術者及び監理技術者のいずれとも兼務ができません。ただし、工事現場が一体的で同一場所の場合は、兼務することができます。

☆現場代理人の常駐について

現場代理人は、上記のことから請負金額にかかわらず、工事現場に常駐することが原則です。ただし、同建設工事請負契約約款第10条第3項において、「発注者は前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」と規定されており、このため本市においては、本市が発注（上下水道局、教育委員会、豊中市伊丹市クリーンランド、豊中市箕面市養護老人ホーム組合永寿園を含む。以下同じ。）する工事で次に掲げる要件を満たす場合は、現場代理人の兼務することを認めています。兼務することにより、事故の発生等現場体制に不備が生じたときは、豊中市建設工事請負契約約款第12条第1項の規定に基づき措置要求を行うことがあります。受注者が必要な措置をとられない場合は、兼務を認めないこととします。この場合は、新たに現場代理人の配置をしてください。なお、虚偽等が明らかになった場合などは、工事成績評定へ反映を行い指名停止措置や契約解除等措置を講じることがありますのでご注意ください。

ア 1件の予定価格（税込）が1,000万円未満の工事で、合計2件までであること。

イ 常時、連絡を取れる体制にあり、かつ、適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないと認められるもの。

ウ 兼任させようとする現場代理人が、他発注機関が発注する現場代理人でないこと。又は本市発注の予定価格（税込）1,000万円以上の工事の現場代理人でないこと。

エ 兼任させようとする現場代理人が、専任配置を要する他工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。

オ 兼任させようとする現場代理人が、本市発注の請負金額（税込）1,000万円以上の主任技術者でないこと。

カ 兼任させようとする現場代理人が、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者でないこと。

キ 兼任させようとする現場代理人が、当該工事の工事業種に係る主任技術者の資格要件を満たしていること。（確認方法は、後述6. 配置予定技術者の確認資料、I 配置予定技術者の資格を証明するもの。②主任技術者によるものとする。）

ク 現場代理人の兼務ができる工事であることを、現場説明書等で明示※した工事であること。この場合、既に受注している予定価格（税込）1,000万円未満の工事が、現場説明書等で兼務不可と明示しているときは、兼務することができません。また、兼務可となっている場合でも、兼務可の条件が同じである必要があります。

※現場説明書等の明示例

- ① 本工事は、他の予定価格（税込）1,000万円未満の工事の現場代理人との兼務可能な工事です。ただし、既に受注している予定価格（税込）1,000万円未満の工事が、当該工事の現場説明書等で兼務不可の工事と明示しているときや兼務可となっている場合でも同時施工をしないことを条件に認めている場合は、兼務することができません。
- ② 本工事は、他の予定価格（税込）1,000万円未満の工事の現場代理人との兼務可能な工事です。ただし、兼務する工事双方について同時施工していないことが条件となります。（双方の工事の主任技術者を、現場代理人と別に配置する場合はこの限りでない。）また、既に受注している予定価格（税込）1,000万円未満の工事が、当該工事の現場説明書等で兼務不可の工事と明示しているときや同時施工してもよいという条件で認めている場合は、兼務することができません。
- ③ 本工事は、他の予定価格（税込）1,000万円未満の工事の現場代理人との兼務は不可の工事です。

現場代理人を兼務するときは、双方の工事の監督員に兼務の現場代理人になった事を文書により報告し承諾を得てください。

また、現場代理人については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者から配置をしてください。

☆現場代理人を兼務する場合の留意事項

現場説明書明示例①の場合

- ①兼務している現場代理人が、他の工事現場にて職務に従事している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実にを行うとともに、各現場の施工管理・安全管理等についても、万全を期してください。
- ②対象工事現場のいずれかに常駐し、当該2件の工事現場の運営、取締りを行うこと。

現場説明書明示例②の場合

- ①兼務している現場代理人は兼務する双方の工事の工程管理について、双方の監督員に報告を行うとともに兼務する双方の工事が同時施工しないように調整すること。
- ②兼務している現場代理人は、工事現場においては、連絡体制の整備を確実にを行うとともに、各現場の施工管理・安全管理等についても、万全を期してください。

現場説明書明示例①及び②の共通事項

- ①兼務する双方の工事の監督員と常に連絡を取れる体制を確保すること。
- ②現場代理人は、主任技術者を兼ねることができます（同時施工しないことが条件になっている工事で主任技術者を別におく場合は除く。）。ただし、本市発注工事で、受注金額（税込）が1,000万円以上の主任技術者として配置している場合は兼務できません。
- ③設計変更により、受注金額（税込）が1,000万円を超えた場合についても、引き続き兼務することができます。ただし、工事現場に専任を要する金額以上になった場合は兼務することができなくなります。

※常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

※豊中市建設工事請負契約約款第12条第1項

発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

Ⅲ 現場代理人の配置期間

契約書上の工期を現場代理人の配置期間としますが、完了検査を受けた日の翌日から配置を解くこととします。

IV 配置予定技術者及び専任技術者の配置が必要な工事（建設業法第26条）

| 工事の種類 | 発注工事 | 配置予定技術者 | 専任配置 |
|-------------|-------------------------------|------------------|--------|
| 建築一式工事 | 受注金額（税込）6,000万円以上の工事 | 監理技術者（※1） | 必要 |
| | 受注金額（税込）6,000万円未満5,000万円以上の工事 | 監理技術者又は主任技術者（※1） | 必要（※1） |
| | 受注金額（税込）5,000万円未満の工事 | | 不要（※1） |
| 建築一式工事以外の工事 | 受注金額（税込）6,000万円以上の工事 | 監理技術者（※1） | 必要 |
| | 受注金額（税込）6,000万円未満2,500万円以上の工事 | 監理技術者又は主任技術者（※1） | 必要（※1） |
| | 受注金額（税込）2,500万円未満の工事 | | 不要 |

※1 一般競争入札案件の場合は、受注金額にかかわらず公告文で規定している技術者を専任配置してください。

・専任配置の技術者は、他の工事現場の技術者等（現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者）と兼務はできません。ただし、請負金額がこの金額に満たない場合（一般競争入札により契約した工事は除く）は、主任技術者のみ、職務を適正に遂行できる範囲で他の工事現場の主任技術者とは兼務できます。

V 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する監理技術者等（監理技術者及び主任技術者。以下同じ。）については、工事を受注した企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような技術者の配置は認められません。また、現場代理人についても工事を受注した企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めています。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

ただし、次に掲げる要件の場合は、国土交通省からの通達に基づき、取り扱うこととしますので、その都度、契約検査室にご相談ください。

- ・建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の特例（平成13年5月30日付 国総建 第155号）
- ・持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の特例（平成14年4月16日付 国総建 第97号）

- ・親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の特例（平成15年1月22日付 国総建 第335号）

なお、発注者から直接受注した建設工事を施工するために配置する現場代理人、監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込を行う日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。（平成16年3月1日付 国総建 第317号）ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

ここで、「入札の申込を行う日」とは、次の日をいいます。

- 一般競争入札 = 競争参加資格確認申請書／入札書の提出日
- 指名競争入札 = 入札書の提出日
- 随意契約 = 見積書の提出日

直接的な雇用関係とは、技術者とその所属業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在することをいいます。したがって、在籍出向者や派遣職員については、直接的な雇用関係にあるとはいえません。なお、「直接的な雇用関係」として、入札の申込を行う日以前に雇用関係があることが必要です。

VI 監理技術者又は主任技術者の配置期間

基本的には契約書上の工期を監理技術者又は主任技術者の配置期間としますが、完了検査を受けた日の翌日から配置を解くこととします。

VII 監理技術者又は主任技術者の専任期間

発注者から直接建設工事を受注した建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者との間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。この期間において兼務可能な他の建設工事は、専任を要さない建設工事です。

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）。
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程において監理技術者等がこれを管理する必要があるが工事現場への専任は不要です）
- ④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

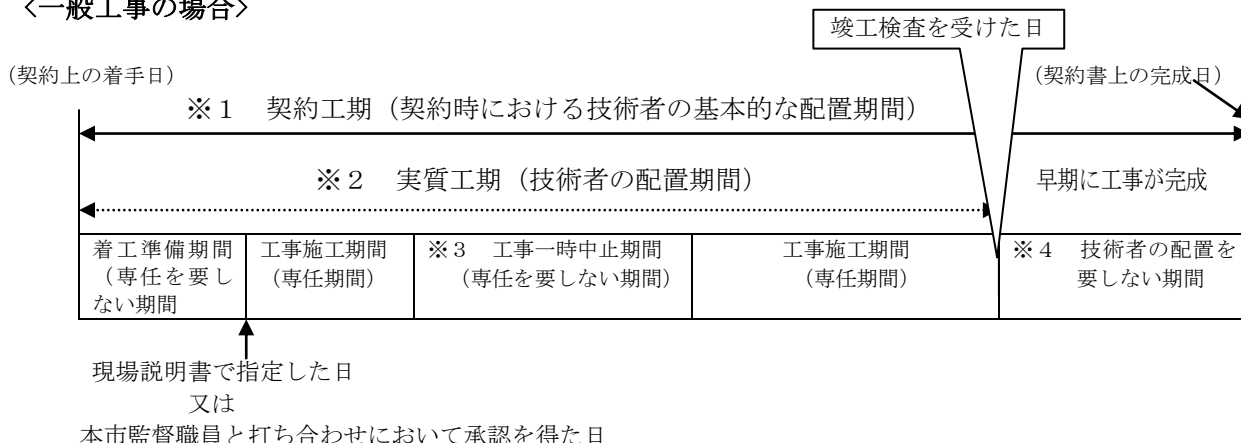
なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを監理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

【参考図】

「発注者から直接建設工事を受注した場合」の専任期間（上記①、②、③、④）の考え方

基本的には契約工期が専任期間ですが、工事準備期間を含め工事現場が不稼働であることが手続き上明確な場合は専任を有しません。（施工計画等で、工事における監理技術者等の管理体制について確認を要します。）

<一般工事の場合>



※1 基本的な技術者の配置期間であり、コリンズ登録もこの期間となる。

※2 実質的な技術者の配置期間であり、早期に工事が完成した場合、必要に応じコリンズの登録変更（技術者の配置期間のみ）が可能。契約工期の変更は変更契約が必要となるので注意してください

※3 工事再開までに相当期間（概ね6ヶ月又は契約工期の10分の5）要すると見込まれるときは、配置予定技術者の変更（例：当初（技術者Aの選任）→中止期間（技術者Bの専任）→工事再開後（技術者Aの復帰、技術者Bの継続又は技術者Cの選任）ができるものとする。この場合にあつては、工事再開後の配置技術者の資格（原則、A技術者と同等の資格（経験）が必要）等について、予め、協議書により明確にしておくこと。変更した場合は、コリンズの変更登録が必要となる。

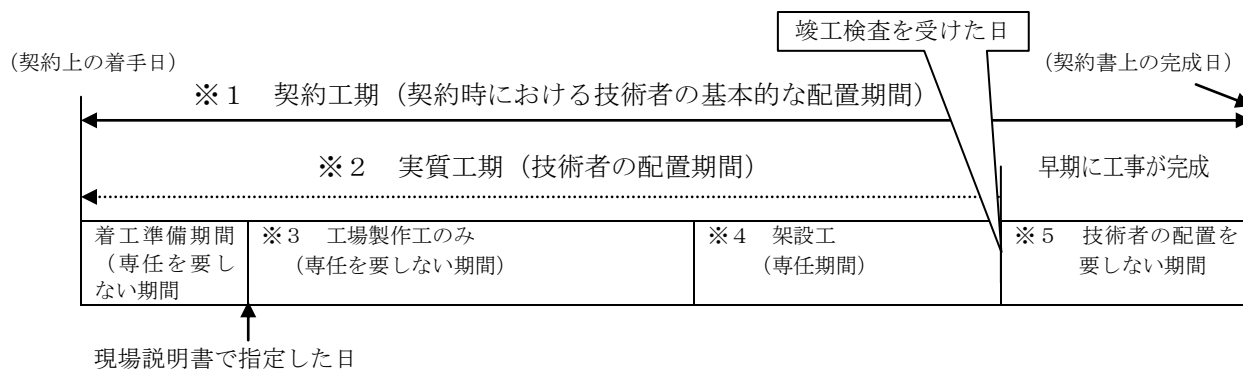
※4 発注者（工事担当課）は工事完成を必ず確認すること。コリンズ登録については、※2のとおりとする。

〈工場製作が含まれる工事の場合〉

☆技術者A：工場製作工のみに配置される技術者

☆技術者B：架設工施工期間に配置される技術者

橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点において技術者が交代しても支障が無いと認められる場合は、技術者の交代を認めることとする。



※1 基本的な技術者の配置期間であり、コリンズ登録もこの期間となる。

※2 実質的な技術者の配置期間であり、早期に工事が完成した場合、必要に応じコリンズの登録変更 (技術者の配置期間のみ) が可能。契約工期の変更は変更契約が必要となるので注意してください

※3 当初から工場製作工のみの場合 (架設工に係る準備工がない場合) は、着工準備期間から技術者Aを配置することができるものとする。この場合、当初のコリンズ登録は全工期 (契約工期) にわたり技術者Aの登録とし、架設工開始時に技術者の変更を行うものとする。

※4 架設工が開始 (架設工に係る準備工を含む) されるときは、技術者Bを監理技術者又は主任技術者として配置 (専任工事の場合は専任で配置) するものとし、コリンズ登録の変更を行わせる。この場合で、工場製作工が未了のときは、当初配置されていた技術者Aについては担当技術者 (専任は要しない) とする。

※5 発注者 (工事担当課) は工事完成を必ず確認すること。コリンズ登録については、※2のとおりとする。

5. 一般競争入札における配置技術者等

I 一般競争入札の入札参加資格確認申請時の配置技術者等

豊中市が発注する一般競争入札では、入札参加資格確認申請の資料として、配置技術者等にかかる書類の提出を求めています。一般競争入札参加資格確認申込書 (様式3) にかかる配置技術者等に関する事項については、以下の条件を満足しなければなりません。

- ①現場代理人については、自社と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。ただし、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないこと。
- ②主任技術者及び監理技術者については、自社と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、契約期間中、当該工事現場に専任で配置できる技術者であること。ただし、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないこと。
- ③現在、他の工事に配置している技術者又は現場代理人を配置技術者等とする場合は、当該工事契約時に配置可能な技術者等とすること。配置可能な技術等とは、現在、従事している他の工事の竣工検査が完了している場合、又は、後述7Ⅱ(3)で示す途中交代が認められることが証明される場合に限りです。
- ④配置技術者等の変更はできません。審査の結果、契約の相手方となった場合は、提出されている配置技術者等を配置してください。ただし、配置技術者等が死亡、病休、退職等の極めて特別な理由がある場合はこの限りではない。

6. 配置技術者の確認資料

I 配置技術者の資格を証明するもの。

下記①②にかかる資料を契約書持参時に掲示してもらうことにより確認します。

①監理技術者

- ・監理技術者資格者証

- ・ 監理技術者講習（登録講習）修了証
建設業法の改正（平成16年3月1日施工）に伴い、配置予定の監理技術者について監理技術者講習の受講の有無を確認することとなりました。

②主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・ 資格証明書等（国家資格を有する技術者）
- ・ 経歴書（実務経験による技術者の場合）

II 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上、受注業者とある必要があります。そのため、次のいずれかを契約書の持参時に掲示してもらうことにより確認をします。

ア 被保険者証等（※1）

- ① 事業署名が記載されている健康保険被保険者証（写し不可）
- ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し

※1 被保険者証等は、技術者氏名と資格取得年月日と事業所名が明記されているものが必要です。

イ 監理技術者資格者証（写し不可）

ウ 被保険者証等又は監理技術者資格者証で確認できない場合

市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書及び賃金台帳又はそれに類する書類（3ヶ月間の特別徴収税額が確認できるものに限る）の写し

エ 上記ア～ウで確認できない場合、次の書類総てを提出してください。

- ① 前年の源泉徴収票発行控え（原本）及び市区町村が発行する所得証明書（写し可）
- ② 賃金台帳又はそれに類する給与の支払いに関する書類（3ヶ月分）
- ③ 所得税源泉徴収簿（3ヶ月分）
- ④ 出勤簿又はそれに類する給与に関する書類（3ヶ月間）

- 注）
- ・ 最低賃金以下等、著しく賃金が低い場合は雇用として認めない場合があります。
 - ・ 出勤日数が著しく少ない場合は雇用として認めない場合があります。
 - ・ 法的な義務がなく上記の書類が提出できない場合は総務部契約検査室にご相談ください。
 - ・ 法的義務が有るにもかかわらず履行しないために提出できない場合は認めません。
 - ・ 虚偽等が明らかになった場合は、指名停止措置等を行うことがあります。

7. 現場配置技術者の変更

I 監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付国総建第317号）の趣旨に基づき、監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の変更は原則として認めません。

監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付国総建第317号）抜粋

監理技術者等の途中交代

・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
 - ・ なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
 - ・ また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

II 受注者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

(1) 工事現場の専任義務を要する工事

2,500万円（建築一式は5,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のアからキのいずれかに該当し、かつ、下記（3）の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して承諾することにより変更を認めます。

ア 死亡

受注者から、「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。

（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めない。）

イ 病気等

受注者から、「該当技術者本人が病気のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、受注者に該当者の病状が確認できる診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行できないと判断される場合に限る。

ウ 退職

受注者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。（該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。）

エ 転勤

受注者から「該当技術者本人が転勤した」旨の通知があった場合（該当者の転勤が確認できる書類の提出を求めます。）

オ 発注者の責による工期延期（※1）：大幅な工期延期の場合は認める。（※2）

カ 現場条件による工期延期（※3）：同上

キ 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

※1 発注者の責による工期延期とは、例えば「用地調整」、「占用物件調整」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

※2 大幅な工期延期とは、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を越えるときは、6月）を越える場合」を目安とする。

※3 現場条件による工期延期とは、例えば「地質条件」、「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

(2) 工事現場の専任義務を要しない工事

2,500万円（建築一式工事5,000万円）未満の工事については、下記（3）の条件を満たしていれば、受注者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記（1）と同様の取扱いとします。

(3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における技術者の技術力が同等（公募条件等に適合している等）以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

※重複配置期間の基準

(i) トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上 : 1ヶ月

(ii) (i) 以外で工事の残工期が6ヶ月以上 : 1週間

(iii) (i) (ii) 以外 : 1日

8. 配置予定技術者等について

- I 現場に配置する現場代理人、主任技術者、監理技術者は、建設業法、豊中市建設工事請負契約約款、豊中市発注工事における技術者の配置等に基づき適正に配置してください。
- II 一般競争入札に付す工事で、当該工事に参加を考えている場合は、公告文等に規定している条件を熟読の上、申し込んでください。
- III 指名競争入札の案件では、現場代理人、主任技術者、監理技術者を適正に配置できない場合は、入札辞退の申し出を行ってください。
- IV 契約時に提出した、現場代理人、主任技術者、監理技術者届で届出た技術者等を、配置してください。
- V 現場代理人、主任技術者、監理技術者を契約日に適正に配置できなかった場合は、豊中市指名停止基準に基づき指名停止の措置を行います。また、違約金を徴収することもありますので現場代理人、主任技術者、監理技術者の配置については適切に行っていただくようお願いします。違約金を徴収するときは、契約を解除したときに準拠し請負金額の100分の10に相当する額とします。
- VI 現場代理人、主任技術者、監理技術者の配置について、虚偽等が明らかになった場合は、指名停止措置等を行うことがありますのでご注意ください。

9. 早見表

請負金額や種別に応じた技術者等の配置条件は以下のとおりです。

| 受注金額(税込) | 種別(※1) | 常駐 専任 | 直接的な雇用関係 | 配置できないもの |
|---|------------------|----------------|-----------------|---|
| | | | 恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係 | |
| 6,000万円以上 | 現場代理人 | 常駐(※2) | 必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者(※5) ・営業所の専任技術者(※6) ・他工事の現場代理人 ・他工事の監理技術者又は主任技術者 |
| | | | 必要 | |
| | 監理技術者 | 専任(※4) | 必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者(※5) ・営業所の専任技術者(※6) ・他工事の現場代理人 ・他工事の監理技術者又は主任技術者 |
| | | | 必要 | |
| 6,000万円未満 2,500万円以上 (建築一式工事の場合は5,000万円以上) | 現場代理人 | 常駐(※2) | 必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者(※5) ・営業所の専任技術者(※6) ・他工事の現場代理人 ・他工事の監理技術者又は主任技術者 |
| | | | 必要 | |
| | 監理技術者 又は主任技術者 | 専任(※4) | 必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者(※5) ・営業所の専任技術者(※6) ・他工事の現場代理人 ・他工事の監理技術者又は主任技術者 |
| | | | 必要 | |
| 2,500万円未満 (建築一式工事の場合は5,000万円未満) | 現場代理人 | 常駐(※2) (※3) | 必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者(※5) ・営業所の専任技術者(※6) ・他工事の現場代理人(※3) ・他工事の監理技術者又は主任技術者 |
| | | | 必要 | |
| | 主任技術者 | なし | 必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・経營業務の管理責任者(※5) ・営業所の専任技術者(※6)(※7) ・他工事の現場代理人 ・他工事(2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円以上)(※8)の監理技術者又は主任技術者 |
| | | | 必要 | |

※1 配置する監理技術者又は主任技術者は、同工事の現場代理人を兼任することができます。(経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者を除く。)

※2 「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、作業期間中、特別の理由を除き常に工事現場に滞在し、職務に従事していることをいいます。

※3 現場代理人は工事現場に常駐する必要があるため、1人の現場代理人が1件の工事現場に係る職務に従事することが原則となります(1人1現場)が、本市では特例として、本市発注の工事で1件の受注金額が1,000万円未満の工事を2件請け負った場合に限って、同一の現場代理人を2件の工事現場の現場代理人として配置できることとしています(1人2現場)。

- ※4 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事に係る職務のみ従事していることをいいます。
- ※5 経営業務の管理責任者は会社での常勤となっていますので、現場代理人・主任技術者・監理技術者として配置できません。
- ※6 営業所の専任技術者は、常時その営業所に常勤し専らその職務に従事することが求められていますので、現場代理人・主任技術者及び監理技術者として配置できません。
- ※7 当該営業所において請負契約が締結された建設工事（請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合5,000万円）未満の工事）であって工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者としてのみ配置することは可能です。ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合は、配置できませんのでご注意ください。
- ※8 一般競争入札により契約を締結した工事は、配置技術者を専任配置し得ることと規定しているため除きます。